



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 8月12日火曜日 第1482号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	855
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	857
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	857
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	857
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	858
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	858

道路の供用開始（ ” ）.....	858
道路の区域変更（県道喜路能登線）.....	858

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	859
---------------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	859
---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
バリュー市場東予店	東予市周布341番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	山下 博 之	岡 山 八重子	平成14年 6月6日	平成15年 7月29日
		大規模小売店舗の名称	アイコーブ東予店	バリュー市場東予店	平成15年 7月26日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	生活協同組合アイコーブ、株式会社黒猫本舗、有限会社森口酒店、くすりのタナカ、株式会社妙福屋、有限会社一色カメラ	株式会社ママイ		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1632号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに土居町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
アイコープ土居店	宇摩郡土居町大字入野668番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	山 下 博 之	岡 山 八 重 子	平成14年 6月6日	平成15年 7月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに土居町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1633号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルナカ今治駅前店	今治市大正町一丁目2番地3外	大規模小売店舗の名称	マルナカ大正店	マルナカ今治駅前店	平成15年 7月17日	平成15年 7月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ディック東予店	東予市北条1594番地外	駐車場の自動車の出入口の数	3か所	4か所	平成15年8月2日	平成15年7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1635号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年7月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「6厘5毛」を「4厘」に改める。

○愛媛県告示第1636号

重信町田窪土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門田地区）計画書の写し
- (2) 重信町田窪土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月13日から9月9日まで

3 縦覧場所

重信町役場

○愛媛県告示第1637号

川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡地区）計画書の写し
- (2) 川内町南方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月13日から9月9日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1638号

川内町北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）計画書の写し
- (2) 川内町北方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月13日から9月9日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西宇和郡瀬戸町小島、三崎町三崎地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定にお

いて準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・佐田岬半島西地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 8月13日から 9月 9日まで
- 3 縦覧場所
瀬戸町役場、三崎町役場

○愛媛県告示第1640号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の3第1項の規定により、西宇和郡伊方町中浦、三崎町三崎地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1642号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字カタキ谷甲1968番2地先から 同町志津字田出浦215番2地先まで	旧	メートル 5.0~33.0	キロメートル 0.290	
			新	16.0~91.0	0.240	

○愛媛県告示第1643号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字カタキ谷甲1953番3から 同町志津字田出浦215番2地先まで	平成15年 8月12日

○愛媛県告示第1644号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島2299番から 同市日振島2283番2まで	旧	メートル 8.5～65.0	キロメートル 0.141	
			新	8.5～129.5	0.141	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成15年8月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームなごみ	東予市周布326
老人短期入所施設	指定短期入所介護事業所なごみ	東予市周布326
軽費老人ホーム	ケアハウスひだまり	東予市周布326

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

7月31日

愛媛県技術吏員 井 上 敦 子

願により本職を免ずる

8月1日

塩 崎 愛 水

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（三）2級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる

